

議員提出第三十一号議案

子どもの貧困対策の具体的推進を求める意見書

子どもの貧困対策については、平成二十六年に大綱が閣議決定され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するという目的・理念に沿って取り組みが始められたところである。

昨年、厚生労働省が発表した「子どもの（相対的）貧困率」は、過去最悪の十六・三％に上り、六人に一人の約三二五万人が「貧困」に該当する。OECDが昨年公表したデータと比較すると、加盟する三十四カ国中十番目に悪く、ひとり親世帯では最悪の水準となっている。また、一般家庭と母子家庭の所得格差が、子どもの教育の機会を奪っているとの指摘もある。子どもたちが、貧困からの脱出を果たすには、教育の機会が与えられるとともに、子どもを育てる家庭が経済的に生活できる環境を築くこと、経済的格差に由来する差別が社会で放置されないことが重要となる。貧困が貧困を生む現実の中で、厚生労働省だけでなく関係省庁が一体となった対策に早急に取り組むことが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、今を生きる子どもたちが将来に夢を描き、その実現に向けて努力できる環境を築くため、次の事項について、子どもの貧困対策の具体的推進を強く求める。

- 一 具体的な対策を講じられるよう、子どもの貧困の実態を極力詳細に把握するとともに、対策を講ずべき対象者を常に的確に把握できる体制を構築すること。
 - 二 子どもの貧困対策は、各々に対する支援は期間として限定的な支援であるのに対し、子どもたちが持つ将来性は無限の可能性を秘めていることを踏まえ、実効ある施策を早急に展開すること。
 - 三 対策を講じることによって、子どもたちが新たな差別を受けることのないように配慮した対策を講じること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
文部科学大臣 殿
内閣官房長官 殿